

霧島市条例 9 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

霧島市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年霧島市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第 2 号中「8,800 円」を「8,900 円」に改め、同条第 3 項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第 3 条の 4 第 5 項第 2 号及び第 6 項並びに第 4 条第 7 項第 2 号及び第 8 項中「100 分の 5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400 円」を「12,440 円」に、「13,300 円」を「13,320 円」に、「10,600 円」を「10,670 円」に、「11,500 円」を「11,550 円」に、「8,800 円」を「8,900 円」に、「9,700 円」を「9,790 円」に改め、同表備考第 1 号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の霧島市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた霧島市消防団員等公務災害

補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。